

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年1月26日 平成25年10月16日

(目的)

第1条 この規程は、宮崎大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素（機器に装備されているもの及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成17年6月1日文部科学省告示第74号）により定められた下限数量以下の密封されていない放射性同位元素（以下「下限数量以下R I」という。）を含む。）及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線発生装置、エックス線装置及び電子顕微鏡（定格加速電圧が100キロボルト未満のものを除く。）の取扱い等を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄の作業並びに放射線発生装置、エックス線装置及び電子顕微鏡（以下「放射線発生装置等」という。）の使用の作業をいう。
- (2) 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (3) 「管理部局」とは、放射線施設を管理する学部、医学部附属病院、フロンティア科学実験総合センターをいう。
- (4) 「所属部局」とは、放射線作業に従事する者が所属する部局等をいう。
- (5) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置等の取扱い及び管理又はこれに付随する業務に従事する者で、管理部局の長が承認し登録した者をいう。
- (6) 「管理区域」とは、管理部局の長が指定した放射線障害のおそれのある場所をいう。

2 この規程における放射線施設は次に掲げるとおりとする。

- (1) 農学部
- (2) 医学部附属病院
- (3) フロンティア科学実験総合センター実験支援部門RI分野木花分室
- (4) フロンティア科学実験総合センター実験支援部門清武キャンパス
- (5) 上記以外の施設で放射線発生装置等を使用する施設

(放射線障害予防規程)

第3条 学長は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。）第21条第1項の規定に基づき、放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）を定めなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における放射線障害の防止に関する業務を統轄する。

- 2 学長は、放射線施設における放射線障害防止に関する業務を管理部局の長に管理させる。
- 3 学長は、当該所属職員等の放射線障害防止に関する業務を所属部局の長に管理させる。

(放射線安全管理委員会)

第5条 本学に放射線安全管理について必要な事項を審議するため宮崎大学放射線安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

- 2 安全管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第6条 放射線障害の防止について、必要な監督、指導を行わせるため、放射線施設（第2条第2項第5号の施設を除く。）ごとに放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）1名を置く。

- 2 主任者は、障害防止法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者の中から、学長が任命する。
- 3 主任者の職務を補佐させるため、障害防止法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者の中から放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を置くことができる。
- 4 学長は、主任者が出張疾病その他やむを得ない事由により職務を行うことができないときは、その期間中主任者の代理者を置き、職務を代行させなければならない。

5 学長は、主任者に対し障害防止法第36条の2の規定に基づく定期講習を選任後1年以内及び定期講習を受けた日から3年を越えない期間毎に受けさせなければならない。

(エックス線作業主任者)

第7条 学長は、エックス線装置の使用を監督させるため、エックス線装置等（医療用を除く。）に係る管理区域毎に、エックス線作業主任者免許を有する者の中からエックス線作業主任者を選任しなければならない。

(登録)

第8条 本学において放射線作業に従事しようとする者は、あらかじめ所属する学科、講座及び診療科等の責任者を經由して、管理部局の長に業務従事者として登録の申請をしなければならない。

2 管理部局の長は、前項の申請に基づき、主任者の同意のもとに承認した上で業務従事者として登録する。

3 前項の承認を受けようとする者は、第10条に定める教育及び訓練並びに第11条に定める健康診断を受けなければならない。

4 登録の有効期間は、登録した年度内とする。

(放射線施設の新設又は改廃)

第9条 放射線施設を新設しようとする部局等の長又は改廃しようとする放射線施設の長は、あらかじめ放射線障害防止等に関して学長と協議しなければならない。

2 学長は、前項の協議を受けた場合、安全管理委員会に諮るものとする。

3 当該施設を新設しようとする部局等の長又は改廃しようとする放射線施設の長は、第1項の新設又は改廃が完了したときは、その旨を学長及び安全管理委員会に通知しなければならない。

4 学長は、放射線施設の使用を開始するとき又は放射線施設を改廃したときは、その旨を学内に公示するものとする。

(下限数量以下R Iの管理区域外使用)

第10条 管理区域外において下限数量以下R Iを使用しようとする部局等の長又は放射線施設の長は、あらかじめ使用の場所、使用する下限数量以下R Iの種類及び数量等に関して学長と協議しなければならない。

2 学長は、前項の協議を受けた場合、安全管理委員会に諮るものとする。

3 学長は、管理区域外における下限数量以下R Iの使用を開始するときは、使用の場所、使用する下限数量以下R Iの種類及び数量について学内に公示するものとする。

4 学長は、管理区域外における下限数量以下R Iの使用を開始するときは、下限数量以下R Iの使用に必要な事項について予防規程に定めなければならない。

(教育及び訓練)

第11条 管理部局の長は、障害防止法第22条に規定する教育及び訓練を実施しなければならない。

(健康診断)

第12条 管理部局の長は、障害防止法第23条及び電離放射線障害防止規則第56条に規定する健康診断を実施しなければならない。

2 健康診断の結果は、その写しを本人にその都度交付するものとする。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第13条 管理部局の長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者等と協議し、その程度に応じ管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等、健康の保持等に必要な措置を所属部局の長に通知しなければならない。

2 所属部局の長は、前項の通知を受けたときは、適切な措置を講じるものとする。

(危険時の措置)

第14条 放射性同位元素等に関し、盗難、所在不明等の事故が起こったとき、又は地震、火災、運搬中の事故等の災害により、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがあるときは、発見者は直ちに関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、直ちに災害の拡大防止に努めるとともに管理部局の長、安全管理委員会の委員長及び関係者に連絡するとともに、必要ある場合は、消防署又は警察署に通報しなければならない。

3 管理部局の長及び主任者は応急措置を講じるとともに直ちに学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちに関係機関に通報するとともに遅滞なく原子力規制委員会及び所轄の労働基準監督署長（医学部附属病院の事故の場合は厚生労働大臣、運搬中の事

故の場合は国土交通大臣を含む。)に届け出なければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、放射性同位元素等及び放射線発生装置等の取扱及び管理に関し必要な事項は、安全管理委員会の議を経て、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年1月26日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。